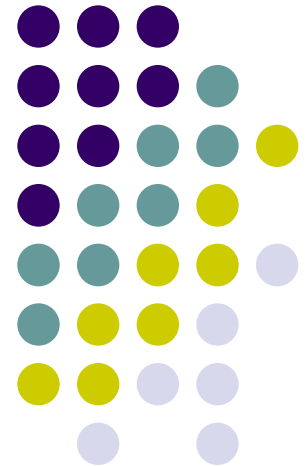


消費税の実務 I

渡邊公認会計士・税理士事務所





消費税の実務 I 目次

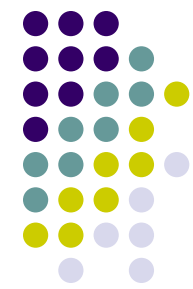
I 消費税の課税対象

- 課税対象区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 国内取引の課税対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 輸入取引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

II 非課税・免税取引

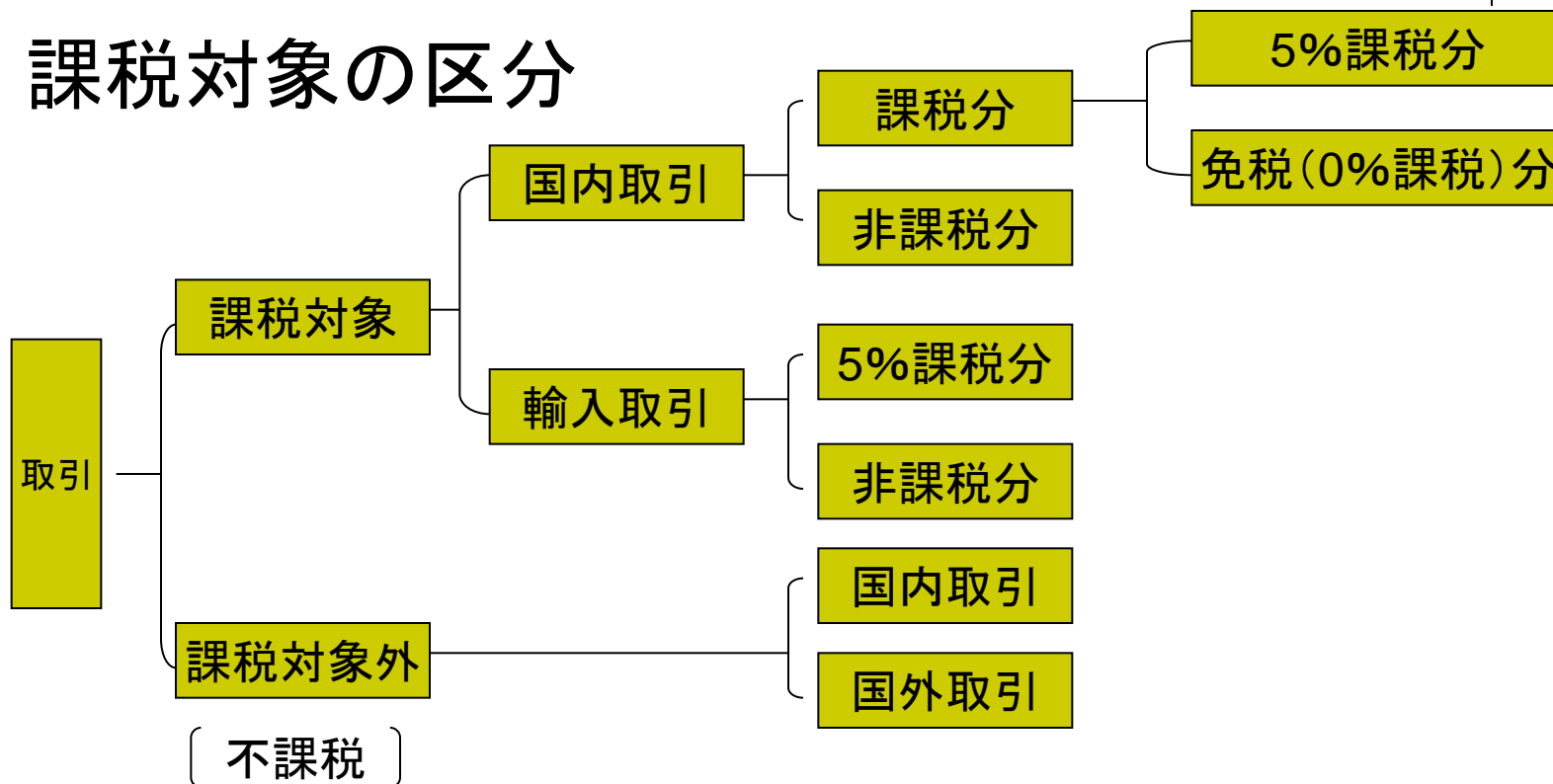
- 非課税取引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 免税取引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

III 研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22



I 消費税の課税対象

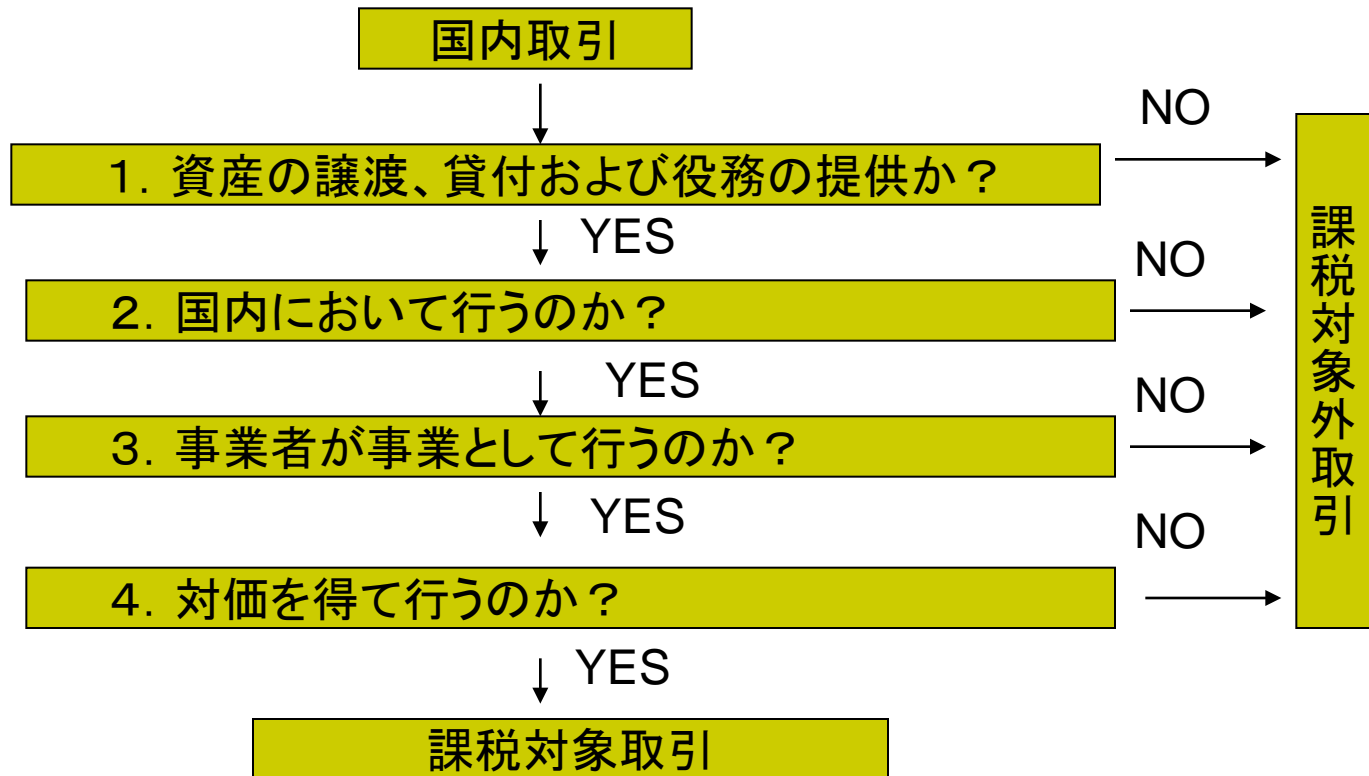
➤ 課税対象の区分

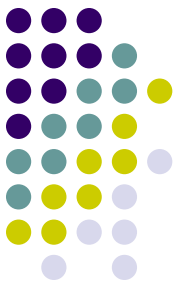




I 消費税の課税対象

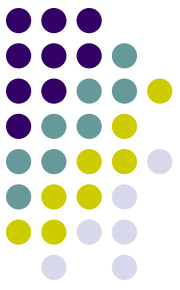
➤ 国内取引の課税対象(4要件の充足)





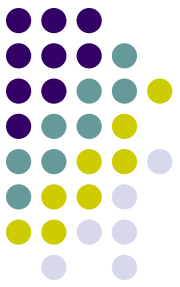
I 消費税の課税対象

- 資産の譲渡、貸付および役務とは？
 - 資産の譲渡等・資産の同一性を保持して他人に移転させること
 - 取引対象となる一切の資産(有形・無形)
 - 一般売買のほか、代物弁済、負担付贈与、現物出資なども含まれる
 - 資産の貸付・資産を他人に貸し付けること
 - 資産に係る権利の設定その他の者に資産を使用させる一切の行為が含まれる
 - 例) 土地への地上権・地役権の設定、特許権に係る使用权の設定
 - 役務の提供・修繕、運送、保管、情報提供その他サービスの提供



I 消費税の課税対象

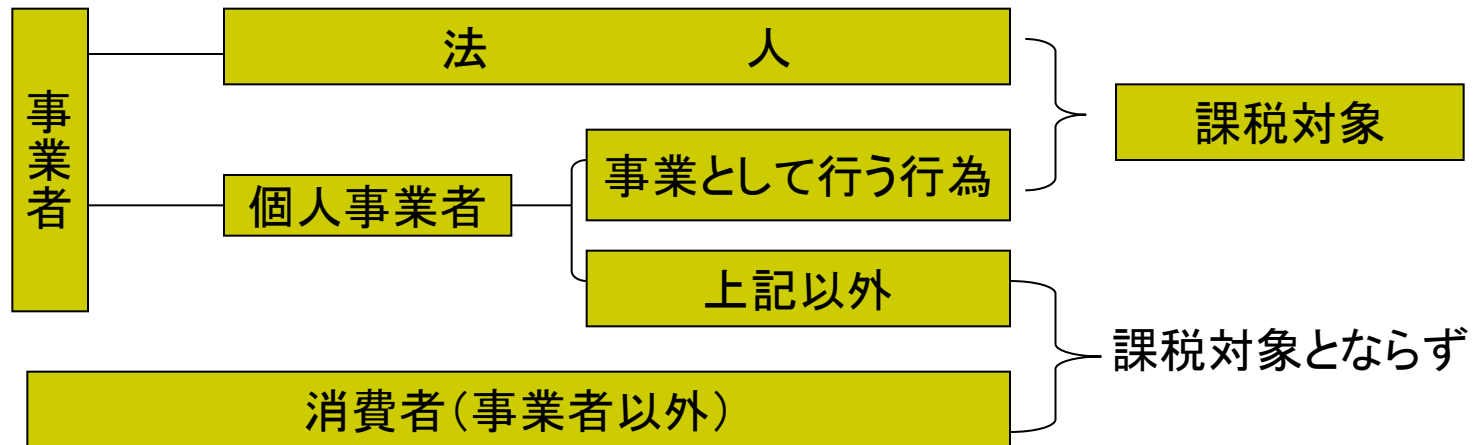
- 国内において行うとは？
 - 消費税は、国内で消費使用されるものを課税の対象とするため、国外で行われる取引は対象外となる
 - 資産の譲渡、貸付の場合・・・譲渡・貸付時における資産の所在地が国内である
 - 一般の船舶、航空機、特許権・・・登録機関の所在地
 - 著作権、ノウハウ・・・譲渡又は貸付者の所在地
 - 有価証券等・・・一般の有価証券は、証券の所在場所。金銭債権は、債権者の事務所所在地
 - 区分が困難なもの・・・譲渡又は貸付者の事務所等の所在地
 - 役務の提供の場合・・・役務の提供場所が国内である
 - 役務提供地が明らかでないもの・・・役務提供者の事務所等所在地



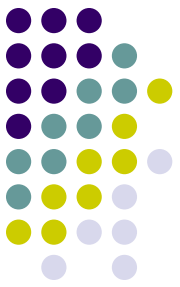
I 消費税の課税対象

➤ 事業者が事業として行うものとは？

■ 事業者とは



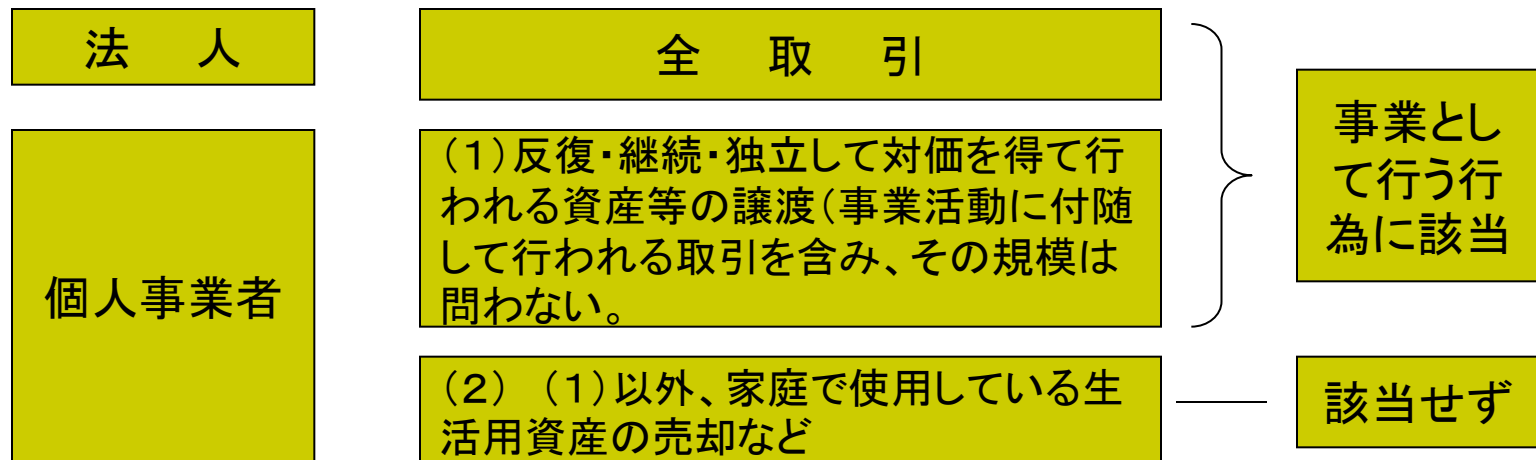
事業者とは、自己の計算において独立して事業を行う者をいう



I 消費税の課税対象

➤ 事業者が事業として行うものとは？

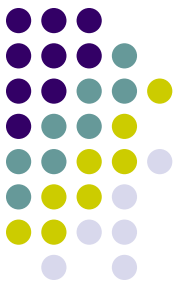
■ 事業として行う行為とは



サラリーマンの副業でワンルームマンション所有貸付は？

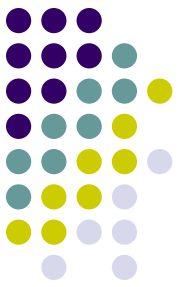
大学教授のテレビ出演は？

個人事業者が事業資金の調達のために行う家事用資産の譲渡は？ 8



I 消費税の課税対象

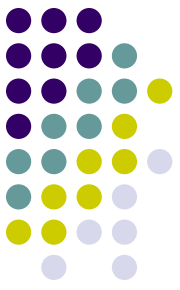
- 対価を得て行うものであるとは？
 - 対価を得て行うもの・・・資産等の譲渡に対して反対給付を受けることを言う
 - 反対給付の例・・・現金、債権、現物など何らかの見返りがあること
 - 無償による取引は原則として課税の対象とならない・・・法人税の時価課税主義と相違するところ
 - 例外①個人事業者が事業用資産を、家事のために消費し又は使用した場合は、資産の譲渡とみなす
 - ・ 棚卸資産:仕入価額と売価×50%のいずれか多い金額
 - ・ 上記以外:時価



I 消費税の課税対象

- 例外②法人が資産をその役員に対して譲渡(無償譲渡も含む)した場合、譲渡対価の金額によって下記の区分処理となる
 - 棚卸資産
 - 仕入金額以上
 - ✓ 通常の売値×50%以上……「実際の譲渡対価」を売上計上
 - ✓ 通常の売値×50%未満……「通常の売値」を売上計上
 - 仕入金額未満(無償も含む)……「通常の売値」を売上計上
 - 棚卸資産以外
 - 時価×50%以上……「実際の譲渡対価」を収入計上
 - 時価×50%未満……「時価」を収入計上

(注)贈与や著しい低廉譲渡は、資産の譲渡のみ適用され、資産の貸付、役務の提供には適用されない



I 消費税の課税対象

➤ 課税対象の輸入取引とは

■ 消費税は、消費地課税主義

上記の見地から消費、使用される国で課税することが原則としている。従って、輸出取引等は、消費税を輸出しないという観点から免税とする一方で、輸入取引では、輸入される貨物が原則として国内で消費又は使用されるため、輸入段階で課税し、国内の消費者に負担させている

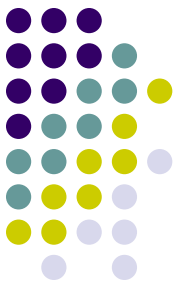
■ 具体的例

- 保税地域から引き取られる外国貨物・・・外国貨物が引き取られる場合には、有償か無償か、引き取り業者が事業者か否かを問わず、全て課税の対象となる
- 保税地域において消費・使用された外国貨物・・・消費使用した者が消費使用したときに引き取ったものとみなされる



I 消費税の課税対象

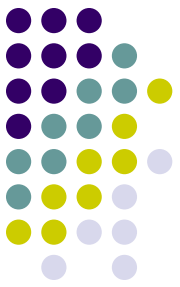
- 非課税の輸入取引とは
 - 保税地域から引き取る以下の資産は、非課税となる
 - 有価証券及び支払い手段
 - 郵便切手類
 - 印紙
 - 証紙
 - 物品切手等
 - 身体障害者用物品
 - 教科用図書



Ⅱ 非課税・免税取引

➤ 非課税取引とは

- 非課税取引は、2種類ある・・・消費になじまないものと社会政策的な配慮に基づくもの
 - 消費になじまないもの
 - 土地の譲渡、貸付・・・土地の譲渡は、資本の移転にすぎないから
具体例：土地の譲渡代金・貸付代金、地上権、土地の賃借権等の譲渡代金・貸付代金、借地権の更新料や名義書換料
 - 類似の取引：売買や賃借の仲介手数料、整地のための土地造成費などは課税となる
(土地の貸付にかかる注意点：施設貸付か？土地の貸付か？)
 - ✓ 貸付期間が1月未満は課税
 - ✓ 建物、野球場、プール、テニスコートなどの施設としての貸付は課税
 - ✓ 土地付建物の貸付の場合、事務所としての貸付は課税
 - ✓ 駐車場は原則課税



Ⅱ 非課税・免税取引

➤ 非課税取引とは

- 有価証券、支払手段・・・資本の移転にすぎないという理由から非課税とされる。なお、支払手段(紙幣、硬貨、小切手など)の譲渡とは両替を意味する、但し、以下のものは課税扱い。
 - ✓ 船荷証券、貨物引換証、倉庫証券などの譲渡
 - ✓ ゴルフ場利用株式の譲渡
 - ✓ 株式などの売買手数料
 - ✓ コイン店で販売する記念硬貨などの収集品や販売用のものの譲渡
- 利子、保険料等・・・以下は非課税扱い
 - ✓ 債権、貸付金、預金等の利子、割引債の償還差益、
 - ✓ 手形割引料、金銭債権の買取又は立替に係る差益
 - ✓ 証券投資信託等の収益分配金(本来は、株式受配は不課税)
 - ✓ 信用の保証料、保険料、共済掛金
 - ✓ 割賦販売等に係る手数料、金利、保証料



Ⅱ 非課税・免税取引

➤ 非課税取引とは

- 郵便切手類、部品切手の譲渡

	購入先	対象	課税の有無
郵便切手・印紙・証紙	国、郵便局、郵便切手類販売所、印紙売りさばき所	郵便切手類、印紙の譲渡	非課税
	上記以外	同上	課税
	地方公共団体、売りさばき人	証紙	非課税
物品切手	発行者	商品券、ビール券	自ら仕入れて販売するもの・・・非課税



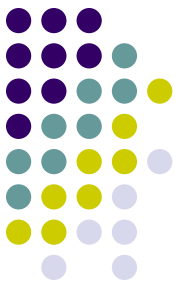
Ⅱ 非課税・免税取引

➤ 非課税取引とは

- 行政手数料

内容(下記の手数料)	支払先	要件
登記、登録、特許、免許、認可、認定、検査、検定、試験、公文書の交付、更新、訂正、閲覧、謄写等に係る手数料	国、地方公共団体、公共法人、公益法人その他法令に基づき国等から委託又は指定を受けたもの	①手数料の支払が法令に基づくもの②民間企業と競合しないこと……非課税

- 国際郵便為替・・・外国郵便為替、外国為替取引、旅行小切手の発行



Ⅱ 非課税・免税取引

➤ 非課税取引とは

- 社会政策的な配慮に基づくもの
 - 診療報酬
 - 社会福祉事業に係るもの
 - 助産にかかるもの
 - 埋葬・火葬にかかるもの
 - 身体障害者用物品の譲渡等
 - 一定の学校の授業料、入学検定料、入学金など
 - 教科用図書の譲渡

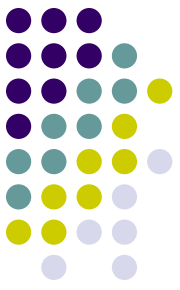


Ⅱ 非課税・免税取引

➤ 非課税取引とは

- 住宅の貸付

住宅(社宅)の貸付 ①家賃、②敷金、保証金、一時金等のうち契約期間終了時に返還しない部分、③共益費	貸付期間が1月以上	非課税
	貸付期間が1月未満	課税
事務所などの居住用でないものの貸付(上記①、②、③)	期間は不問	課税
旅館ホテルなどの施設の貸付	同上	課税
附属設備(照明、駐車場、冷暖房等)	住宅と一体又は付随して貸付する場合	非課税
店舗等併設住宅	住宅部分のみ	非課税



Ⅱ 非課税・免税取引

➤ 輸出免税とは

- 免税の意味・・・消費税は、あくまで国内消費税であり、国内において消費される物品やサービスに負担を求める性格であるため、輸出や輸出類似取引については免税(0%税率適用)とされている。
- 消費地課税主義・・・消費税は、この原則が働きますから、輸出国で輸出品に課税するのは適当ではない。一方、輸出業者に至るまで消費税が課税されているため、輸出段階でゼロ税率を適用し、前段階で税を還付し、消費税を含まない価格で関税を通過させ、輸入国の輸入段階で消費税を貸すことにしている。これをいわゆる「国境税調整」という。



Ⅱ 非課税・免税取引

➤ 輸出免税とは

■ 輸出免税の要件

- その資産等の譲渡が課税事業者によって行われること(納税義務の免除を受けていないこと)
- その資産等の譲渡が、国内で行われるものであること(国外取引では輸出免税の余地はない)
- 課税資産の譲渡等に該当すること(例外として、事業者が輸出取引として非課税資産の譲渡等を行った場合、所定の証明を受けたときには、その輸出取引は課税資産の輸出等とみなして仕入に係る税額を控除できる特例あり)
- その譲渡等が輸出および輸出類似取引に該当し、証明がなされたものであること(証明とは、輸出許可証、税関長の証明など)



Ⅱ 非課税・免税取引

➤ 輸出免税とは

■ 輸出免税取引の主な具体例

①一般的な輸出：関税法に規定する輸出

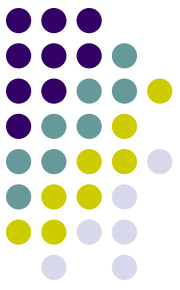
②外国貨物の譲渡・貸付

③国際運輸（旅客、貨物）、国際電話

④国際郵便

⑤非居住者に対する特許権等の譲渡、貸付又は役務の提供・・・海外でその効力が生ずる場合（ただし、この役務提供でも、国内での運送、飲食、宿泊、国内に所在する資産の運送・保管・管理等、美容、医療等は免税の対象外）

⑥輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税（免税対象物品は、非居住者が自国に持ち帰るために購入する物品のうち通常生活の用に供するもので、対価の合計が1万円を超えること）



Ⅲ 研究

1. 個人事業者が生活に使用していたバイクを売却
2. 開業医が趣味の陶芸で、市民教室の陶芸教室で教え謝金を受領
3. 開業医が企業研修で年1、2回健康に関する講演して謝金を受領
4. 大学教授が原稿を執筆し、原稿料を受領
5. 事務所を営む弁護士が市民講座で年1回法実務の講演をして報酬を受領
6. コイン店で記念コインを購入
7. 郵便切手類を郵便局で購入
8. 郵便切手類をチケット店で購入
9. 商品券をデパートから購入
10. 商品券をチケット店から購入
11. 文具券を文房具店から、図書カードを本屋から購入
12. 損害を受けた棚卸資産等が加害者に引き渡される場合で、その資産をそのまま又は軽微な修理で使用できるときの譲渡代金に相当する賠償金
13. 不動産等の明け渡し遅延により受け取る賃貸料に相当する損害賠償金



Ⅲ 研究

➤ 誤りやすい事例の判断基準

1. 違約金、キャンセル料・・・対価性の有無、実質判断がポイント(逸失利益に対する損害賠償か、契約解除のための事務手数料か:解約手数料、取り消し手数料、払い戻し手数料)
2. 入会金・・・明白な対価性の有無、返還部分の有無
3. 収用に係る対価補償金・・・収益補償金や経費補償金は別
4. 保証債務の履行・・・金銭か資産譲渡か
5. 会費・・・明白な対価性の有無、消費税課税対象外の記載の有無、実質判断
6. 事業者が自ら行う広告宣伝や試験研究等のための自家使用
7. 賃貸借契約の締結・更新時の保証金、権利金・・・返還の有無
8. 駐車場・駐輪場・・・地面の整備、フェンス、区画、建物の設置の有無、施設の貸付、土地の貸付
9. 保税地域内の外国貨物を国内事業者へ譲渡・・・外国貨物か否か